

所有者等のいない猫用保護器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に生息する所有者等のいない猫（以下「野良猫」という。）による生活環境への悪影響を防ぐことを目的とした避妊・去勢手術を行うに際し、必要となる野良猫用の保護器（以下「保護器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 保護器の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 京都市内に居住する個人であること。
- (2) 次項の目的で、野良猫の保護を行うものであること。
- (3) 保護器の設置場所について、土地所有者等の承諾が得られていること。
- (4) 自己の責任で保護器の管理ができること。

2 前項第2号に掲げる目的は、次に掲げるとおりとする。

保護器の使用により保護した野良猫（以下「保護猫」という。）に避妊・去勢手術を実施し、保護した場所に戻すこと、又は飼い猫として屋内飼養すること。

(貸出申請)

第3条 保護器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「所有者等のいない猫用保護器貸出申請書兼誓約書」（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、市長に申請書を提出する際、本人確認に必要な証明書を提示しなければならない。

(貸出決定)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、保護器を貸し出すものとする。

(貸出数)

第5条 貸出しを受けることのできる保護器は、1人につき2台以内とする。

(貸出期間)

第6条 保護器の貸出期間は、貸出しを行った日の翌日を起算日として14日以内とする。

(費用負担)

第7条 保護器の貸出料は、無料とする。

- 2 保護器の使用に伴い発生する費用は、保護器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(保護器の設置)

第8条 保護器を設置する場所は、京都市内に限るものとする。

- 2 借受者は、保護器を設置したときは、保護器が見える場所から監視し、野良猫を保護した後には速やかに回収しなければならない。

(目的以外の使用の禁止)

第9条 借受者は、第2条第2項に掲げる目的以外で保護器を使用してはならない。

(貸出しの取消し)

第10条 市長は、借受者が第12条第1項に掲げる法令等に違反したこと又はこの要領の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、第6条の貸出期間中であっても、保護器の貸出しを中止し、返却を命ずることができる。

- 2 借受者は、前項により保護器の返却を命じられたときは、速やかにこれを市長に返却しなければならない。

(保護器の返却及び報告)

第11条 借受者は、使用した保護器を洗浄した上で、貸出期間の満了日までに市へ返却しなければならない。

- 2 借受者は、借り受けた保護器を返却する際に、市長に保護器の使用結果（申請書の下欄）を報告しなければならない。

(借受者の責務)

第12条 借受者は、動物の愛護及び管理に関する法律その他動物愛護等に関する法令を遵守しなければならない。

- 2 借受者は、第2条第2項に掲げる目的以外で保護器を使用してはならない。
- 3 借受者は、善良な管理者の注意をもって、貸出しを受けた保護器を使用するとともに、周辺的生活環境の保全に努めなければならない。
- 4 借受者は、保護器を貸与、譲渡、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはならない。
- 5 借受者は、その責めに帰すべき事由により借り受けた保護器を紛失し、形状変更し、損傷し、又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

い。

6 市長は、借受者が前項の規定による原状回復に応じない場合は、借受者に代わり原状回復を行い、当該原状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

(免責事項)

第13条 市長は、保護器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

附 則

この要領は、令和7年4月14日から施行する。